概要版

福知山市自殺対策計画

~「いのち支える」まちづくりをめざして~

福知山市

(令和元年6月)

自殺対策計画とは

我が国の自殺者数は平成10年に年間3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。

このような背景から、平成18年に「自殺対策基本法」が施行され、平成19年には国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が策定されました。

それまで「個人的な問題」とされてきた自殺は「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で対策が進められるようになりました。

本市においても国の施策を踏まえて対策に取り組んできているところですが、毎年10人以上の市民が 自ら命を絶っており、引き続き自殺対策を一層推進していくことが求められています。

平成28年4月に自殺対策基本法の改正があり、市区町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して自殺対策計画を策定することが定められました。

本市ではこうした現状及び対策の動向を踏まえ、自殺をしようと考えている人の命を一人でも多く救うことを目指します。

市民一人ひとりがつながり、支えあうことで、誰もが健康で生きがいを持って暮らすことができる社会、「幸せを生きる」まちづくりを実現していくため、「福知山市自殺対策計画」を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、平成28年4月に改正された自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」、 平成29年7月に見直された「自殺総合対策大綱」及び平成27年12月に策定された「京都府自殺対策 推進計画」、さらに本市における自殺の現状を踏まえて取組の基本的方向性と具体的な施策を定めるもの です。

本計画は、総合的な市政運営の計画「未来創造 福知山」を最上位計画とし、「第3次福知山市地域福祉計画」などの関連計画との整合性を図るものとします。

※関連する計画

- 福知山市高齢者保健福祉計画
- ・福知山市子ども・子育て支援事業計画
- •福知山市健康増進計画
- •福知山市男女共同参画計画
- •福知山市人権施策推進計画
- ・福知山市障害者計画、福知山市障害福祉計画・障害児福祉計画 など

計画の期間

国の自殺総合対策大綱がおおむね5年を目途に見直すこととされていることを踏まえ、本計画の期間は、 令和元年度から2023年度(令和5年度)までの5年とします。

なお、本計画は「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱」並びに「京都府自殺対策推進計画」が改正された場合、必要に応じて見直しを検討します。

計画の数値目標

本市においては、国の数値目標及び方針を踏まえつつ、「自殺者ゼロ」を目指すことを基本に失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因」を減らし、自己肯定感や信頼できる人間関係等の「生きることの促進要因」を増やすことによって、下表成果指標を定め、自殺リスクの低下を目指します。

計画の成果指標

	実数	目標値
成果指標	2017年	2023年
	(平成 29 年)	(令和5年)
自殺者の数	10 人	7人以下
自殺死亡率	12. 6	8.8以下

福知山市の自殺の現状

福知山市の自殺者数は、平成24年と平成25年をピークに、ほぼ横ばいの状態が続き、ピーク時と比べると平成29年には50%減となっています。

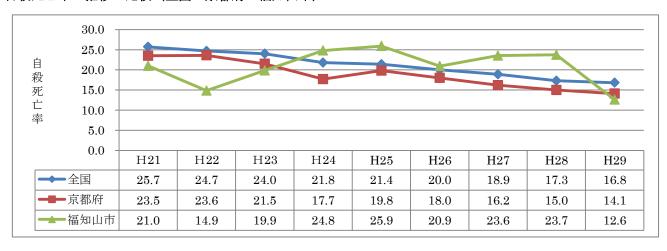
福知山市の自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)は、平成24~28年までは全国・京都府よりも高くなっています。

自殺者数及び自殺死亡率の推移



資料:警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

自殺死亡率の推移の比較(全国・京都府・福知山市)



資料:警察庁「自殺統計」、総務省「国勢調査」「人口推計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

基本方針

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、福知山市では以下の5点を、自殺対策における「基本方針」としています。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

自殺対策は、「生きることの阻害要因を減らす取組」に加えて、「生きることの促進要因を増やす取組」 を行い、双方の取組を通じて自殺リスクの低下を図り、生きることの包括的な支援として推進していき ます。

(2) 関連施策との有機的な連携の強化

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

- ・対人支援のレベル・・・自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行います。
- ・地域連携のレベル・・・支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼ れ落ちる人を生まないようにします。
- ・社会制度のレベル・・・支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図ります。

自殺対策に係る3つのレベルの個別施策は、自殺の危険性が低い段階において正しい知識の普及啓発等行う「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

(4) 実践と啓発を両輪とした推進

全ての市民が身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、精神科医等の専門家につなぐとともにそうした専門家と協力しながら見守っていけるよう広報活動、教育活動などに取り組んでいく必要があります。

(5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

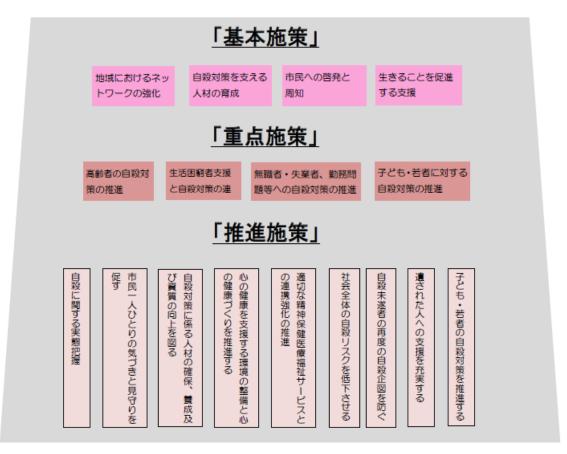
「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、そして地域と連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

施策体系

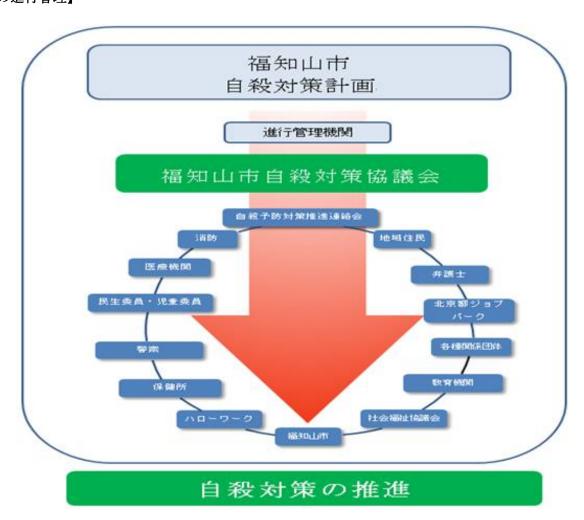
福知山市の自殺対策は、大きく3つの施策で構成されています。

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、福知山市の自殺の実態等を踏まえてまとめた「重点施策」、2つの施策を踏まえ、市で実際に取り組む事業をまとめた生きる支援の「推進施策」です。

【施策体系図】



本計画は次のフローチャートのように実践的な PDCA サイクルを通じて、自殺対策の推進を図ります。 【本計画の進行管理】



福知山市においては・・・

「医療・福祉・教育・労働の関係機関及び民間団体と市関係部局で構成する福知山市自殺対策協議会を中心にそれぞれの取り組みを進め相互の密接な連携を行い、総合的かつ効率的な自殺対策を推進していきます。」

福知山市市民憲章

わたしたちは、ふるさと福知山を"幸せの舞台"にします。 水清い由良川、緑濃い山々、行き交う人々。 生き生きとして、伸び伸びとしたふるさとをつくります。 わたしたちは、ひとりひとりの中に 人生を自由で美しいものにする力を持っています。

そのわき出る力を集め、四季を愛し、命を尊び

共に幸せを生きます。

福知山市 福祉保健部 社会福祉課

〒620-8501 福知山市字内記 13 番地の 1 電話 0773-24-7094